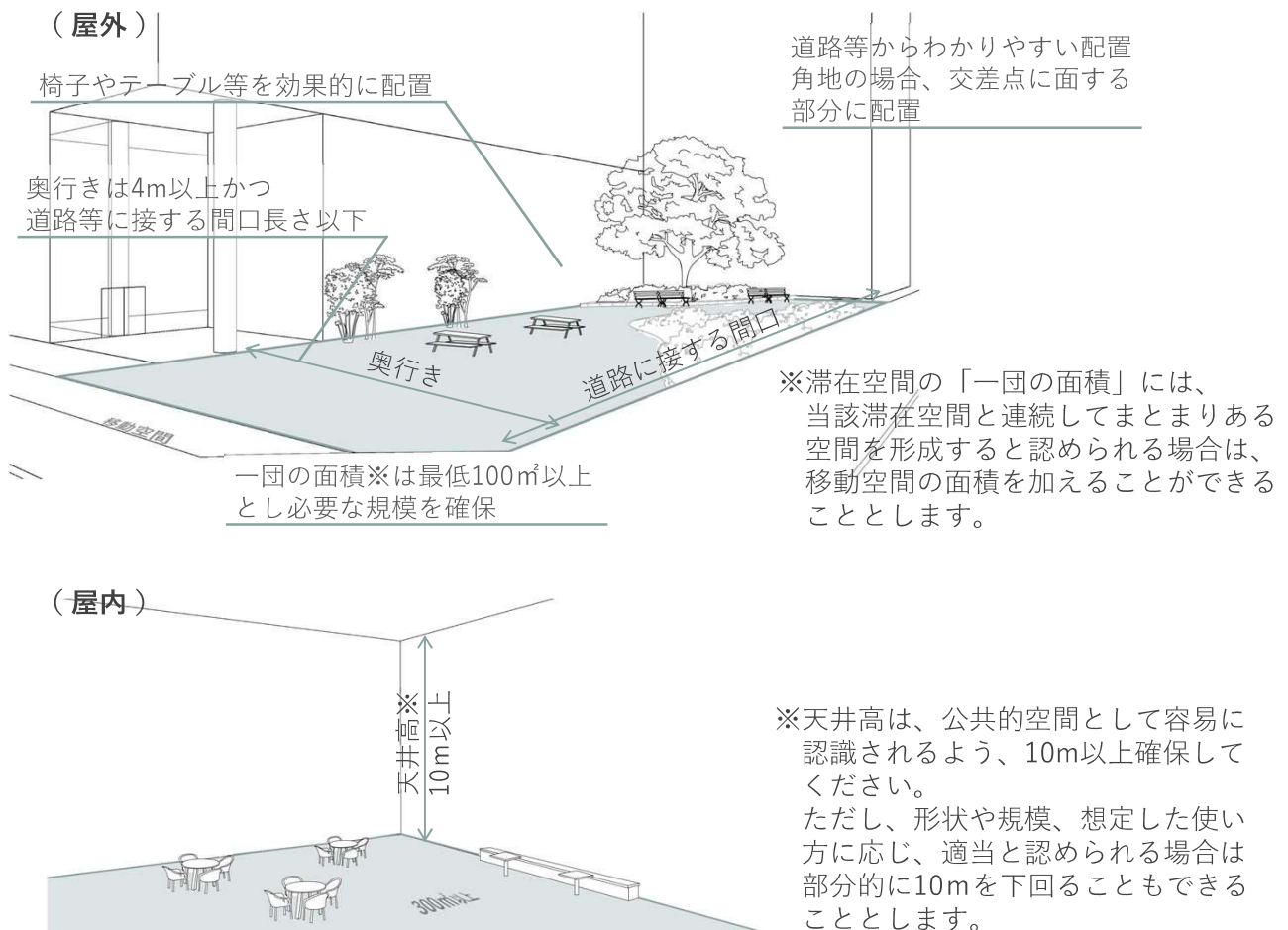


第2. 4. 滞在空間の必要基準

【共通】

- (1) 誰もがを見つけやすく、訪れやすい空間とすること。
- ① 公共空間から滞在空間へ至る動線はバリアフリーに対応した整備を行う。
 - ② 屋外の道路レベルに設ける場合は、原則として広い道路や交差点部分など主要な公共空間に面して配置する。
 - ③ 主要な公共空間からの視認性が確保できない場合は、案内サイン等を設置する。
 - ④ 奥行きは原則4m以上かつ公共空間又は公共的空間に接する長さ以下とする。
 - ⑤ 屋内に設ける場合、公共空間や公共的空間に面して配置する。
 - ⑥ 屋内や屋上に設ける場合、公共空間や公共的空間から直接移動できる動線や視認性の確保、案内サイン等によりアクセス性を確保するとともに、滞在空間として容易に認識されるよう工夫する。
- (2) オープンスペースの整備目標、整備方針、整備後の運営方針を踏まえ、滞在空間として有効に機能し、利用者の居心地に配慮して整備すること。
- ① 一団の面積は想定した使い方を踏まえた適切な規模とし、屋外に設ける場合は最低100㎡以上、屋内に設ける場合は最低300㎡以上とする。
 - ② 屋内に設ける場合、原則として天井の高さは10m以上確保する。
 - ③ 椅子、その他の滞在機能を有する工作物等は居心地や眺望を想定し効果的に配置する。

イメージ



第2. 4. 滞在空間の必要基準

【憩い・賑わい広場】

- (3) 滞在空間の区分における「賑わい連携機能」は、オープンスペースと賑わい施設等が有効に連携し、賑わいが演出されるよう整備すること。
- ① オープンスペースに面する賑わい施設等は、原則としてガラスファサード等により賑わいを演出するしつらえとする。
 - ② オープンスペースと賑わい施設等とのアクセス性を確保する。
- (4) 滞在空間の区分における「賑わい創出機能」は、賑わい創出に係る有効な活用が円滑に実施できるよう整備するとともに、賑わい創出に係る活用を実施しないときは、憩い広場として有効に機能するよう整備すること。
- ① イベント開催や移動販売車の設置ができるよう電源等の設備を整備する。
 - ② 搬出入動線を確保し、屋外に設ける場合は車両の乗入れが可能な舗装とする。
 - ③ 賑わいに係る活用のほか、憩い広場として機能させることも想定し可動の椅子やテーブル等を設ける。

(3) 賑わい連携機能

賑わい施設等のオープンスペースに面する部分のファサードについては、ガラスを基本とした透過性のあるしつらえを原則とし、賑わい施設等の賑わいがオープンスペースににじみだすよう整備してください。

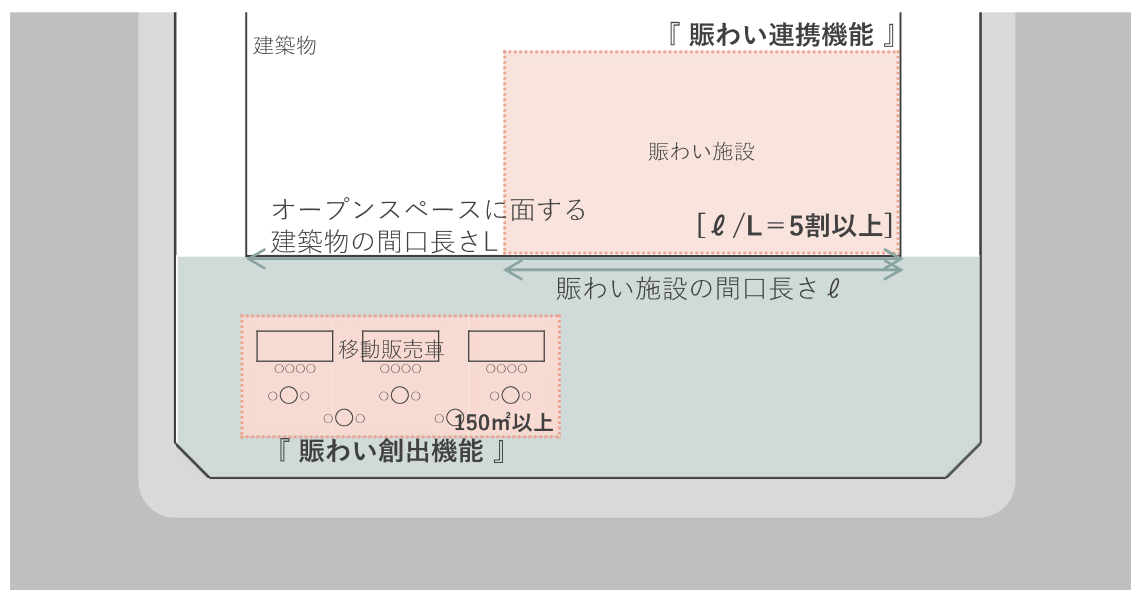
また、オープンスペースから賑わい施設等に直接出入りできるようアクセス性を確保するとともに、飲食店の場合はオープンカフェとして活用するなど、憩いや交流を創出し更に人を惹きつけるような修景とすることも有効です。

(4) 賑わい創出機能

イベントの開催や移動販売車の設置等の活用により、賑わいが有効に創出できるよう、電源を整備するとともに排水への対応についても検討してください。

また、屋内・屋外ともに多様な活用に対応できるよう、搬出入動線を確保するとともに、屋外の場合は、移動販売車が2台以上設置できる範囲を輪荷重に耐え得る舗装とし、当該部分に至る円滑な車両動線を確保してください。

イメージ



コラム：座席の利用率

座席の形態に応じて座席の利用特性は異なるため、期待する使い方を想定し、適した種類の座席を配置することが大切です。

幅広い層の利用者や、多様な使い方を受け入れるためには、可動式の椅子や複数のコーナーを持つ座席など、柔軟な種類を選択する必要があります。

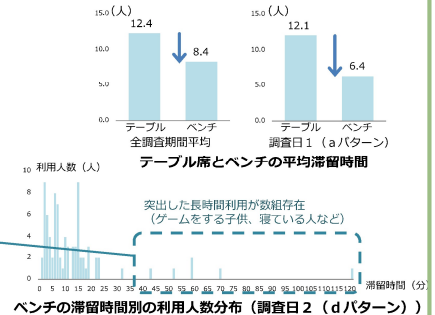
なお、テーブル席とベンチとでは、1利用あたりの滞留時間や使われ方が異なるという調査結果もあります。

テーブル席とベンチ利用の平均滞留時間（1利用あたりの滞留時間）を比較。

↓

テーブル席よりベンチ席の方が短時間利用されやすい傾向にある。

ただし、配置のされ方によっては、ベンチにおいて長時間の利用（アクティビティ）が見られた。



1人用の座席（柿木島ポケットパーク）



円弧形のベンチ（吉番街ドーム広場）



可動式の椅子（ニューヨーク）

出典：広場づくりのコツ、あります。（国土交通省）を基に加筆

コラム：グリーンインフラによる地域課題の同時解決

グリーンインフラとは、ハード・ソフト両面において自然環境（植物・水・土など）が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取り組みです。

地域の様々な課題を同時に解決する手法として、オープンスペースにおいて期待される効果の例は次のとおりです。

① 憩いの創出と快適性の向上

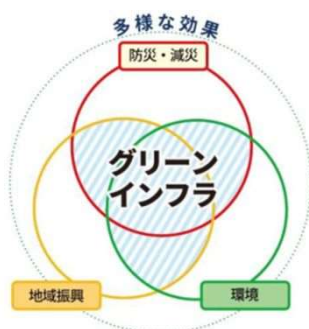
緑陰や緑視率を高めることなどにより、日差しを遮り、快適で居心地の良い空間の創出、目に入る多くのみどりが安らぎと癒しを提供

② 雨水流出抑制・ヒートアイランド現象の緩和

植栽や透水性舗装等で雨水を浸透・貯留することによる雨水流出抑制、保水性舗装の採用や植栽の蒸発散作用によるヒートアイランド現象の緩和など、都市における安全性や快適性の提供

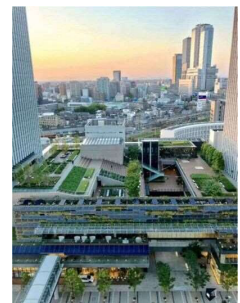
③ 生態系ネットワークの形成

様々な種類や在来の植物を活用した植栽により、生きものの生息・生育の場を提供



「グローバルゲート」▶

緑化を推進することで、熱の蓄積を削減するだけでなく、良好な景観が形成され、癒しやうるおいといった効果も得られる。



出典：なぜ、今グリーンインフラなのか（国土交通省HP）
都心における環境配慮に関する指針（名古屋市）を基に加筆

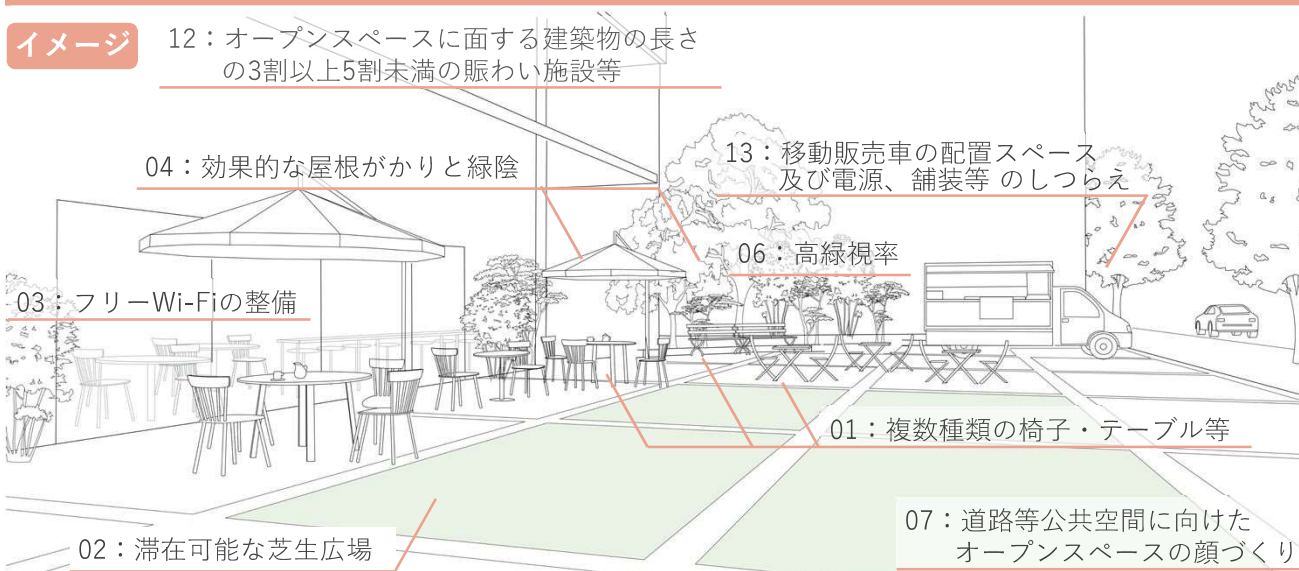
第2. 5. 滞在空間の推奨基準

分類	推奨事項
機能性	01 多様な滞在ニーズに対応できる複数種類の椅子等を効果的に配置
	02 滞在可能な芝生広場を整備
	03 フリーWi-Fiを整備
快適性	04 日差し、雨対策（効果的な屋根がかりや緑陰等の整備）
	05 良好な温熱環境の創出（屋外：ミスト設備の整備、屋内：空調設備の整備）
	06 良好な視環境の創出（屋外：高緑視率の確保、屋内：自然光の導入）
都市魅力	07 街並みの印象を高める顔づくり
	08 夜間景観の演出（高質な夜間照明の整備）
	09 オープンスペースの修景（水景施設、オブジェやアート等の設置）
みどり	10 高質な緑化（緑化施策上の認定や認証を受ける植栽）
	11 特に高質な緑化（緑化施策上の認定や認証を受ける植栽のうち、特に高質な植栽）
賑わい	12 賑わい施設等を、原則として建築物の当該滞在空間に面する部分の長さの3割以上5割未満で配置するもの
	13 イベントの開催や移動販売車の設置など、賑わい創出に有効な活用に必要な設備、構造を備えた空間を50㎡以上150㎡未満整備するもの
その他	14 市長が必要と認める事項

※ 12については、第2. 4. 滞在空間の必要基準（3）に適合しなければならない。

13については、第2. 4. 滞在空間の必要基準（4）に適合しなければならない。

※ 14については、事業者の創意工夫により提案される事項のうち、市長が必要と認めるものとする。



01

多様な人々の多様な滞在ニーズに対応できるよう、複数種類の椅子やベンチ、テーブル等を、利用者の使いやすさや居心地に配慮して、100㎡当たり5箇所以上設置するものを対象とします。

02

利用者に安らぎや憩いの場を提供するため、滞在可能な広場（天然芝※又は人工芝）が50㎡以上整備されたものを対象とします。
※天然芝の場合は、一年を通じて良好な状態を維持できるもので、生育環境の整備や持続的な管理体制の確保が可能なものを対象とします。

03

利用者に良好な通信環境を提供するため、椅子やベンチ等の設置による滞在環境の整備とあわせて、誰もが利用できるフリーWi-Fiを整備するものを対象とします。

04

快適な滞在環境を確保するため、日差しや雨などの天候対策として滞在場所（椅子やベンチ等の設置場所）へ効果的な屋根がかりや緑陰を整備するものを対象とします。

05

良好な温熱環境を確保するため、屋内の場合は空調設備、屋外の場合は夏の暑さ対策に有効なミストの噴霧設備等を整備するもので、一団の滞在空間全体で、開放時間中、良好な温熱環境が確保されるよう適切に運営するものを対象とします。

06

良好な視環境を確保するため、利用者の緑視率を高めるよう植栽を整備するもの（屋内の滞在空間においては、緑視率を高める植栽整備に加え、自然光が導入されるもの）を対象とします。
例①滞在空間の真ん中にシンボルツリーを設置
②広場のエッジに壁面緑化など垂直面に緑化

07

街並みの印象を高めるため、道路等の公共空間に向けてオープンスペースの顔づくりを行うもので、景観アドバイザー等の意見聴取を経たものを対象とします。

例①特徴的なシンボルツリーや時計塔を整備
②コンセプトを持ったアートやオブジェを配置
③ボリューム感とコンセプトのある、デザイン性の高い賑わい施設等を周囲に配置
④水景施設と夜間照明を整備

08

洗練された魅力ある夜景を演出するため、周辺の街並みと調和した高質な夜間照明を整備するもので、景観アドバイザー等の意見聴取を経たものを対象とします。

09

オープンスペースの修景のため、水景施設、アートやオブジェなどを設置するもので、景観アドバイザー等の意見聴取を経たものを対象とします。

10

緑化施設評価認定制度「NICE GREEN なごや」の「良好な緑化」以上の評価認定を受けるもので、原則として一の滞在空間の過半以上から当該緑化の部分が容易に視認できるものを対象とします。

11

緑化施設評価認定制度「NICE GREEN なごや」の「優秀な緑化」の評価認定を受けるもので、原則として一の滞在空間の過半以上から当該緑化の部分が容易に視認できるものを対象とします。

12

第2. 4. 滞在空間の必要基準（3）参照

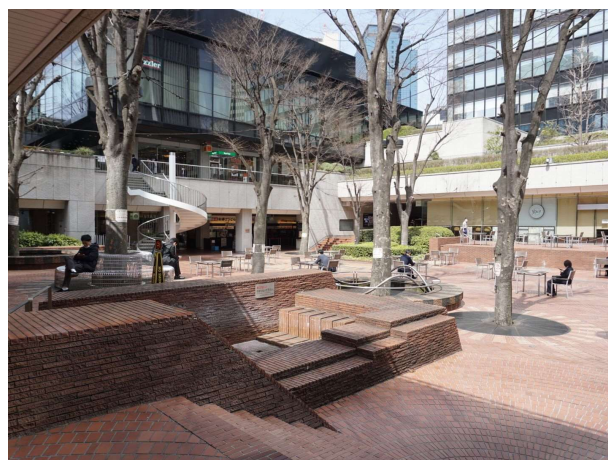
13

第2. 4. 滞在空間の必要基準（4）参照

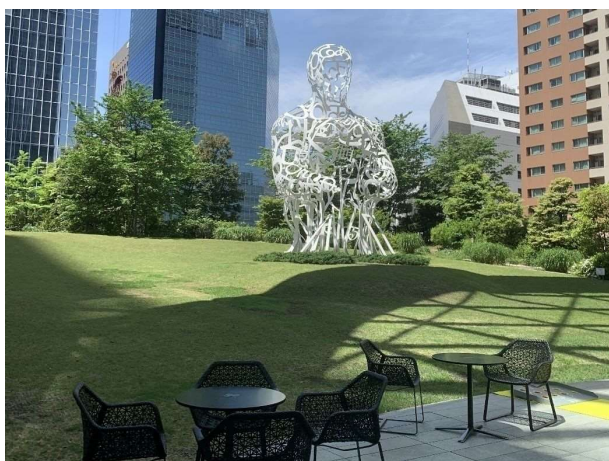
推奨基準 のイメージ事例



- 06 みどりによる良好な視環境の創出
- 09 噴水によるオープンスペースの修景



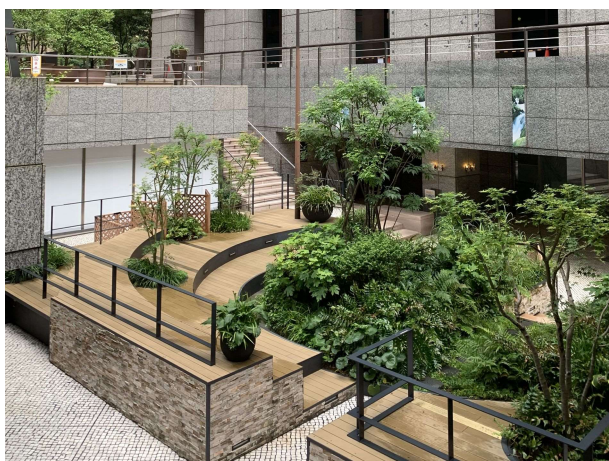
- 01 複数の可動什器等を効果的に配置
- 12 広場に面する店舗による賑わいの演出



- 02 芝生広場による憩いの空間の整備
- 09 オブジェによるオープンスペースの修景



- 04 緑陰と庇による日差し対策
- 06 みどりによる良好な視環境の創出



- 01 階段状の椅子等による滞在環境の整備
- 06 みどりによる良好な視環境の創出



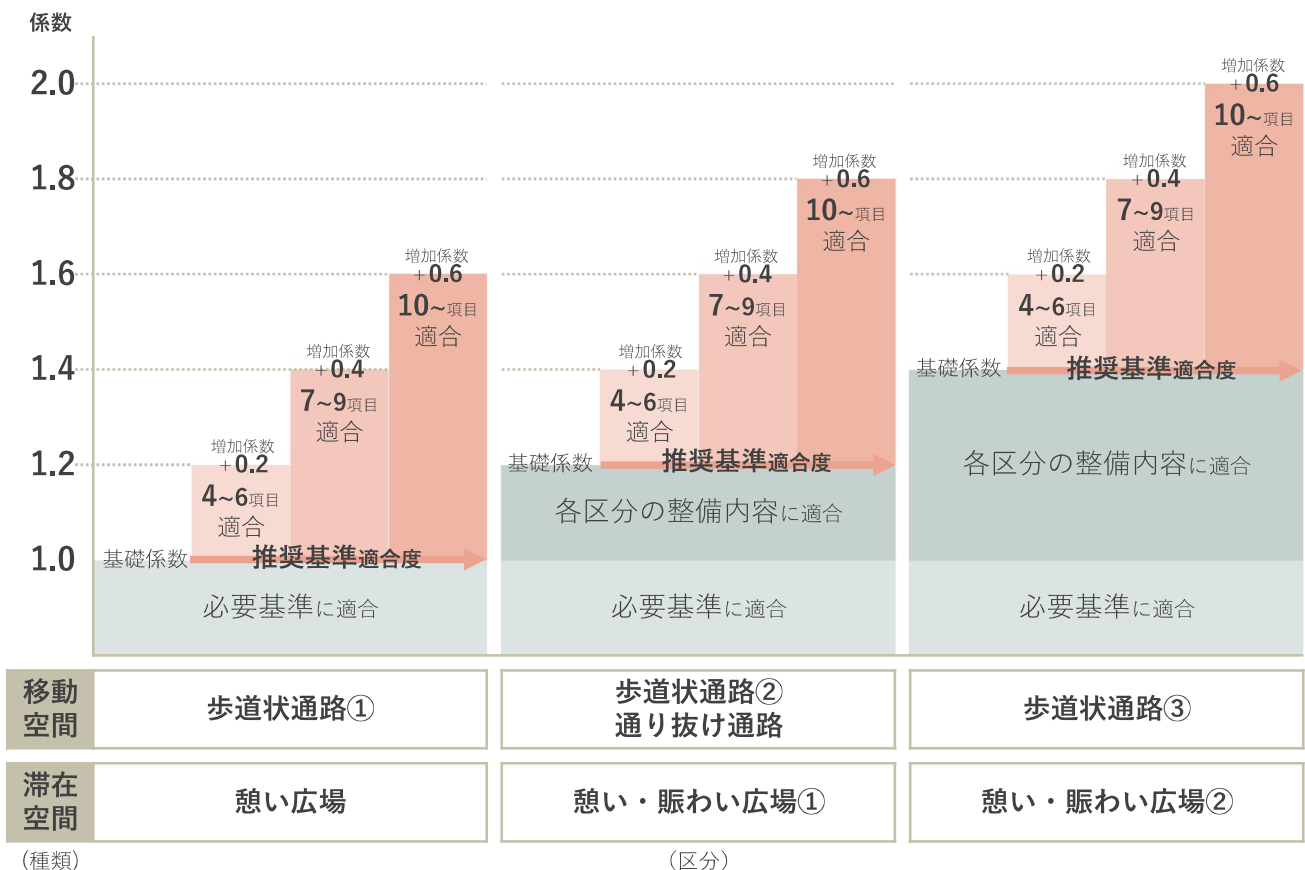
- 01 一人や複数人で多様な使い方ができる椅子等
- 04 緑陰による日差し対策

第3. オープンスペースの評価

機能的で高質なオープンスペースの整備を誘導するため、オープンスペースの有効性については、下表のとおり、各区分により評価するほか、推奨基準への適合項目数に応じて評価する。

なお、屋根がかりのある屋外の滞在空間は、開放的な都市空間の整備を誘導するため、天井高に応じて評価の低減を行う。このほか、オープンスペースとしての機能が低下する部分については評価の低減を行う。

種類	区分	基礎係数 k_0	増加係数 k_1									
移動空間	歩道状通路①	1.0	推奨基準の適合項目数に応じて 基礎係数に増加係数を加算する ことができる									
	歩道状通路②	1.2										
	歩道状通路③	1.4										
	通り抜け通路	1.2										
滞在空間	憩い広場	1.0	<table><tr><th>適合項目数</th><th>増加係数 k_1</th></tr><tr><td>4以上 7未満</td><td>0.2</td></tr><tr><td>7以上10未満</td><td>0.4</td></tr><tr><td>10以上</td><td>0.6</td></tr></table>		適合項目数	増加係数 k_1	4以上 7未満	0.2	7以上10未満	0.4	10以上	0.6
	適合項目数	増加係数 k_1										
	4以上 7未満	0.2										
7以上10未満	0.4											
10以上	0.6											
	憩い・賑わい広場①	1.2										
	憩い・賑わい広場②	1.4										
その他		市長が別途定める										

基礎係数 k_0 と増加係数 k_1 による評価イメージ

第3. オープンスペースの評価

低減係数を適用する範囲	低減係数 k_2
屋外の滞在空間のうち 屋根がかりの部分	0.8 (天井高 5m以上10m未満) 0.6 (天井高 2.5m以上5m未満)
オープンスペースの機能が低下する部分 (建築物の出入口付近や車路など)	0.0

雨よけや直射日光を遮る屋根がかりの滞在空間は、居心地の良い滞在空間を提供する上で有効です。しかし、物理的な開放性の観点からすると、青空のオープンスペースより性能が劣る場合があります。

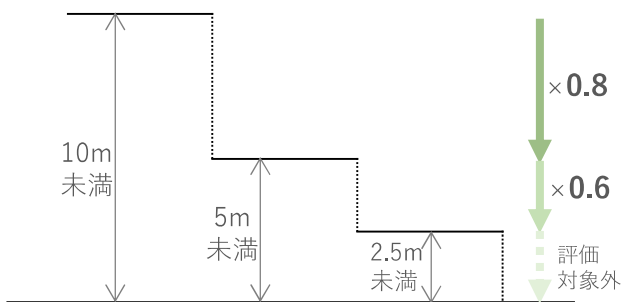
また、オフィスのエントランス前など建築物の出入口付近や建築物に至る経路、車路等は、オープンスペースと同様にしつらえた場合においても、その機能を確保するために、積極的な活用は困難な場所となります。

そのため、以下の範囲については、オープンスペースの有効面積を算定する際に低減係数を適用することとします。

屋外の屋根がかりの滞在空間

屋外の滞在空間のうち、ピロティやポーチ、庇下などにおいて、天井高が有効で10m未満の場合は、天井高に応じて低減係数を適用する。

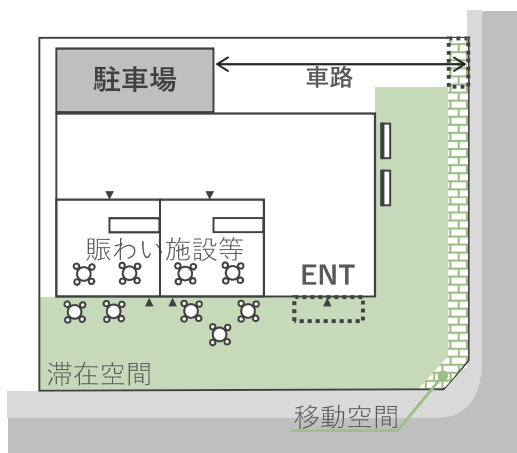
(イメージ)



建築物の出入口付近や車路など

オフィスや共同住宅のエントランスなど、賑わい施設等を除く建築物の出入口付近や専用と認識され得る通路、車路の部分等は、低減係数を0として算定する。

(イメージ)



低減係数0として算定する範囲の例

第3. 1. 有効なオープンスペース率の算定方法

オープンスペースの整備による有効なオープンスペース率の算定は以下による。

オープンスペースの有効面積S

$$S = \text{オープンスペースの実面積} A \times (\text{基礎係数} k_0 + \text{増加係数} k_1) \times \text{低減係数} k_2$$

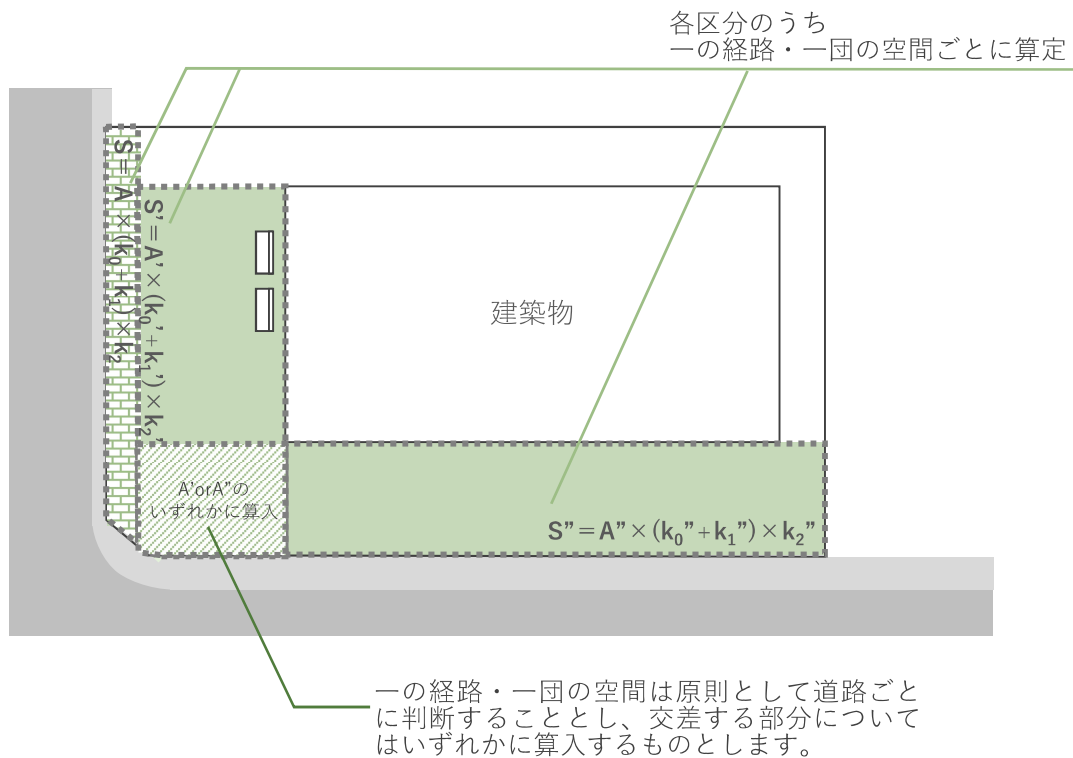
有効なオープンスペース率P

$$P = \text{敷地内のオープンスペースの有効面積} S \text{の合計} \div \text{敷地面積}$$

各制度において割増容積率等を算定するために必要となる有効なオープンスペース率Pは、各区分ごとに算定したオープンスペースの有効面積Sの合計を敷地面積で割ったものとなります。

なお、複数の道路に接する場合や屋内の場合など、空間が分節される場合については、各区分のうち、原則として一の経路・一団の空間ごとに推奨基準等の適否を判断するものとし、一の経路・一団の空間ごとに算定したオープンスペースの有効面積Sの合計を敷地面積で割ったものとしてください。

(イメージ)



コラム：芝生空間がもつ効果

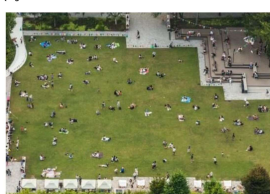
芝生空間の整備により、多様な人々が訪れ、出会い・交流の場を生む可能性が広がります。こうした魅力は、芝生空間周辺、さらにはまち全体へも波及します。

効果の例②：南池袋公園

南池袋公園に広大な芝生広場が創出され、魅力ある空間にリニューアルされました。公園の魅力向上に合わせ、まちの周辺も活性化し、例えば、公園周辺の店舗も増加するなど、その効果の周辺への波及が見られます。



出典：都市の多様性とイノベーションに関する懇談会



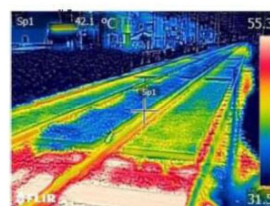
出典：平賀ゲスト委員資料（第3回）

さらに、雨水貯留浸透による下水道への雨水流出の抑制や、ヒートアイランド現象の緩和など環境負荷の軽減が図られるほか、芝生空間を活用した避難地の確保、防災拠点の確保など、都市空間の防災機能の向上にも寄与します。

効果の例②：芝生空間によるヒートアイランド現象緩和効果への寄与

芝生の植栽及び植栽基盤が蒸発散作用により、冷却空間として機能し、都心部におけるヒートアイランド現象の緩和にも寄与します。高木の植栽を入れることにより、緑陰を創出することで、より快適な空間創出も可能となります。

参考文献 ⇒ ③



軌道敷緑化にも活用することで、軌道敷さが、冷却空間として機能することにもつながります（写真は、セダム）



出典：飯島ゲスト委員資料（第4回）

出典：芝生のチカラを活かしたまちのCORE（コア）のつくり方（国土交通省）を基に加筆

コラム：バイオフィリックデザイン

バイオフィリックデザインとは、「人間には“自然とつながりたい”という本能的欲求がある」とする概念（バイオフィリア）を空間に反映し、建築物に植物、自然光、水、香り、音等の自然環境の要素を取り入れたデザインのことです。

バイオフィリックデザインを取り入れることにより、緑や自然音等によるストレスの軽減、集中力の増加、幸福度、生産性、創造性の向上につながるといった効果が期待されます。



▲大手町の森（東京都）
オフィス街に森を再現し自然環境を提供



▲大手町ファーストスクエア（東京都）
オープンエアで距離感の近い水や緑に囲まれた空間

出典：「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生（都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会）
「グリーンインフラ推進戦略」について」（国土交通省）を基に加筆